

特定元方事業者
建設現場責任者 殿

王子労働基準監督署長

建設現場における特定元方事業者による統括管理の徹底について

東京都内の建設業における死亡災害は平成29年7月以降に急増し、同年9月末日時点で20人と前年同期に比べ2人（11%）増加しており、休業4日以上の死傷災害は同年9月末日時点で790人と前年同期に比べ99人（14%）増加しております。

また、王子労働基準監督署管内（北区）においては死亡災害の発生はありませんが、休業4日以上の死傷災害は、9月末日現在で16件と前年同期と比べ6件増加しております。

東京労働局・王子労働基準監督署では、第12次労働災害防止計画（平成25年度～平成29年度）を「Safe Work TOKYO」をキャッチフレーズとして各種取組を推進しており、最終年度である本年、目標達成に向けて各種取組を推進しているところですが、死亡災害については、第12次東京労働局労働災害防止計画の「建設業における死亡災害について過去最少に20人を下回ること」という目標を既に上回っており、非常に憂慮すべき状況にあります。

都内における建設現場の動向をみると、現在、都市インフラや建築物の老朽化に伴う工事や大規模再開発工事が各地で展開し、また、オリンピック・パラリンピック東京大会開催に向けた関連工事も本格化する状況にあります。

このような中、工事量の増加やそれに伴う技能労働者の不足等により、新規参入事業者、新規入職者や外国人労働者の増加が予想され、今後、各企業や建設現場での安全衛生活動の形骸化や危険感受性の低下等が生じて、災害増加につながるものが懸念される所です。

ついては、特定元方事業者におかれましては、建設現場における統括管理を徹底するため、裏面の「建設現場における統括安全衛生管理の基本的事項」に掲げることを確実に実施され、労働災害防止に万全を期していただくようお願いいたします。

併せて、建設現場で取組まれる安全衛生活動の根幹となる「安全衛生方針」や、これを受けての設定する「安全目標」及び「重点実施事項」を、裏面の「作業所安全衛生方針」に記載されますようお願いいたします。

また、これら「基本的事項」及び「作業所安全衛生方針」を現場事務所や朝礼会場等に掲示する等により、関係労働者へ周知されますようお願いいたします。

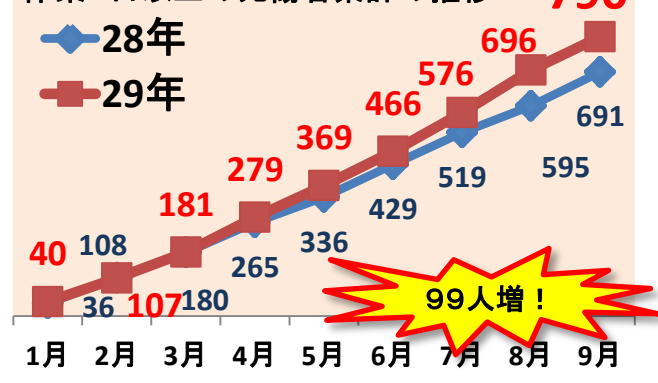
さらに、建設業における労働災害統計や各種安全衛生関係資料について裏面にまとめましたので、安全衛生活動にご活用ください。

都内における建設業労働災害の現状(平成29年)

死亡者累計の推移 (人)



休業4日以上の死傷者累計の推移 (人)



建設現場における統括安全衛生管理の基本的事項

- 1 建設現場における統括安全衛生管理の実施
 - (1) すべての関係請負人が参加する災害防止協議会の設置及び運営
 - (2) 関係請負人との作業間の連絡及び調整
 - (3) 作業場所巡視による不安全状態や不安全行動の是正とその指導
 - (4) 関係請負人が行う労働者の安全衛生教育に対する指導及び援助
 - (5) 工程に関する計画並びに主要な機械、設備及び仮設建設物の配置に関する計画の作成と関係請負人への指導
- 2 関係請負人及びその労働者が労働安全衛生法又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導の実施
- 3 関係請負人の労働者に使用させる設備等の安全対策の実施
- 4 建設現場における安全衛生管理計画の作成及び実施
- 5 施工と安全管理が一体となった安全施工サイクル活動（毎日・毎週・毎月）の実施
- 6 建設現場におけるリスクアセスメント及びリスク低減対策の実施
- 7 墜落災害防止対策の徹底（高所作業を必要としない工法や作業方法の採用、手すり先行工法の導入、作業床・手すり等の設置と点検及びハーネス型安全帯の積極的な使用）
- 8 物体の落下防止対策の実施(幅木、メッシュシート、防網等の設置)
- 9 資格を必要とする業務の把握及び有資格者の確認
- 10 移動式クレーン等、くい打機等の建設機械使用時における安全対策の実施（旋回範囲等への立入禁止、誘導員の配置等）
- 11 リース機械等の使用時における労働災害を防止するためオペレーターとの安全作業打ち合わせ及び作業指示の実施

現場事務所や朝礼会場等に掲示してください。



策定日 平成 年 月 日
掲示日 平成 年 月 日

作業所安全衛生方針

災害防止重点目標

重点実施事項

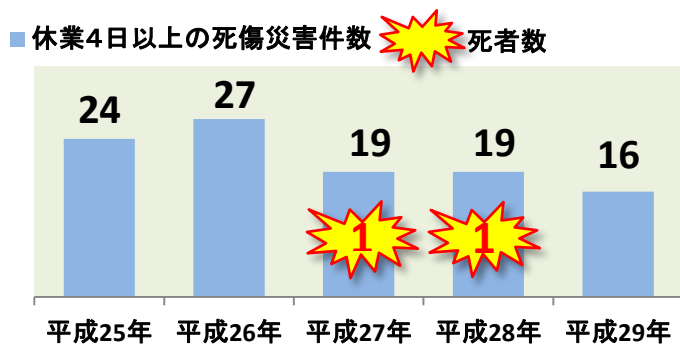
現場事務所や朝礼会場等に掲示してください。

現場責任者



(直筆で署名しましょう)

王子署管内(北区)年別発生状況



平成28年死亡災害事例

業種	職種	事故の型	発生状況の概要
	年齢	起因物	
建築工事業	とび工	墜落・転落	建設工事で外部足場に落下物防止用の防護棚(朝顔)の設置作業を行っていた被災者が、設置された防護棚の端から約13メートル下の地面に墜落した。
	30歳代	その他の仮設物、建築物、構築物等	
	10年以上20年未満		

東京局管内 事故の型別発生状況(平成28年)

休業4日以上死傷災害	事故の型	件数(割合)
1136件 ワースト5	墜落・転落	399(35%)
	はさまれ等	128(11%)
	転倒	111(9%)
	飛来落下	107(9%)
	切れ・こすれ	105(7%)

死者数	事故の型	死者数
25人 ワースト5	墜落・転落	15
	飛来・落下 はさまれ等 感電 交通事故	2

各種取組・関係資料等

建設業における労働災害防止に向けた主要な取組等をまとめました。内容は、各ウェブサイト内をご覧ください。

第12次東京労働局労働災害防止計画

計画期間

計画期間:平成25年度を初年度とし平成29年度までの5カ年間



目標(東京局)

- 死亡災害:過去最少の53人を下回る
- 死傷災害:8000人を下回る
- 建設業目標:過去最少の20人を下回る

目標(王子署)

- 死亡災害:ゼロ
- 死傷災害:151件
(H24件数178件の15%以上減)

東京労働局 12次防  検索

労働災害防止活動の重点実施事項

建設業における労働災害防止活動の取組状況アンケート

東京労働局において行ったアンケート結果によると労働災害の発生割合が低い店社ほど、右の3つの取組が積極的に行われていることが分かりました。労働災害防止のために取組をお願いします。

東京労働局 建設 アンケート  検索

墜落・転落による死亡災害防止

建設業死亡災害の多くを占める墜落転落災害について、リスクアセスメント手法等による災害防止対策を紹介しています。

墜落・転落による死亡災害を起こさないために 東京労働局  検索

建設業総合的労働災害防止対策

元方事業者、関係請負人及び発注者等、実施主体者別に行う実施事項を定める他、リスクアセスメントの実施等、自主的な安全衛生管理活動の推進を図るものです。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei15/>

「Safe Work TOKYO」をキャッチフレーズとして、「安全・安心な首都東京の実現」に向け「官民一体」となった取組を推進しています。

◎最終年度(平成29年)重点対策概要

建設業における墜落・転落災害防止対策

- ① 足場からの墜落・転落を防止するため、注文者及び事業者による足場の点検の実施、足場の組立て・解体作業時における安全帯の使用について指導を行う。
- ② はしご等からの墜落・転落を防止するため、はしご等の適正な選定及び使用方法について、指導を行う。

○個別重点対策(建設業対策のみ抜粋)

- ① 各段階に応じた安全衛生教育の実施(雇入れ時教育、職長教育、新採用職者教育、職長及び安全衛生責任者の再教育など)。
- ② 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会対策(構成員相互間での現場パトロール等)。
- ③ 高所作業における作業床の確保、安全帯の使用徹底。墜落時の救出に時間を要する箇所での作業でのハーネス型安全帯の使用勧奨。

- 1 職長等に対する定期的な再教育の実施
- 2 リスクアセスメント結果の定期的な見直し(リスクレベルの再評価)
- 3 災害原因及び再発防止結果の関係請負人を含めた労働者全員への周知

機械等設置届事前確認の実施について

足場・型枠支保工の安全な計画について、設置届出前に事前確認して頂きたい事項をチェックリスト方式で掲載しています。

王子労働基準監督署からのお知らせ  検索

忘れてはならない災害の記憶

死亡災害事例をわかりやすく実際の写真とともに掲載しています。(一般社団法人東京建設業協会作成)

<http://www.token.or.jp/safety/>